



第1節 基本理念

本計画の基本理念は、「清水町環境基本条例」の基本理念（条例第3条）を踏襲します。

【基本理念】

- ①環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を持続して享受することができるように適切に行われなければならない。
- ②環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを目的として行われなければならない。
- ③環境の保全及び創造は、全ての者が自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- ④自然環境が豊かで地域固有の貴重な資源である柿田川を、将来の世代に良好な状態で継承できるように、適切な環境の保全及び創造を行わなければならない。



第2節 望ましい環境像

本町の望ましい環境像を以下のように設定します。



第3節 基本目標・数値目標

基本目標1 自然と共生するまち

柿田川、狩野川、黄瀬川などの河川や湧水などの水資源を守るとともに、公園・緑地など都市の緑を増やしつつ、緑と緑をつなぎます。また、徳倉山や本城山などの森林、水田などを保全・活用するとともに、地域の生態系や生物多様性を確保します。

環境指標	現状値 (2023 年度)	中間目標 (2029 年度)	目標 (2034 年度)
柿田川の平均湧水量	121 万m ³ /日	130 万m ³ /日	130 万m ³ /日
町民1人当たりの公園面積	2.9m ²	3.0m ² ※1	3.0m ² ※1
柿田川公園などを利用している町民の割合	53.4%	50.0%※1	50.0%※1
柿田川公園来場者数	24 万人/年	44.8 万人/年	44.8 万人/年
学校給食で取り入れた県内産地場産物の割合 (食材数ベース)	28.2%	45%以上	45%以上

基本目標2 安全安心に暮らせるまち

水質汚濁や大気汚染、騒音・振動、悪臭、有害化学物質など、人や事業活動から発生する公害の問題がない、町民が安心安全に暮らせる生活環境を維持します。

環境指標	現状値 (2023 年度)	中間目標 (2029 年度)	目標 (2034 年度)
下水道普及率(3月末現在)	79.0%	91.0%	93.5%
下水道整備率	60.7%	67.4%	70.0%
汚水処理人口普及率	85.0%	95.0%	98.0%
住まいの周辺環境を快適と感じる町民の割合	70.6%	75.0%※1	75.0%※1
公害苦情件数	11 件/年	3 件/年以下	3 件/年以下

基本目標3 資源の循環するまち

ごみの減量(リデュース)、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)などの3Rを推進することにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない資源の循環するまちを目指します。また、発生するごみは適正処理を行うとともに、環境美化の推進と不法投棄を防止します。

環境指標	現状値 (2023 年度)	中間目標 (2029 年度)	目標 (2034 年度)
町民1人1日当たりのごみ排出量	700g/人・日	714g/人・日※2	709g/人・日※2
家庭系ごみ1人1日当たりの排出量	502g/人・日	523g/人・日	516g/人・日
事業系ごみ1日当たりの排出量	6.3t/日	6.1t/日※2	6.1t/日※2
資源化率	25.9%	22.9%※2	22.9%※2
フードドライブ実績	174kg/年	200kg/年	200kg/年
生ごみ処理機等設置費補助	28 件/年	30 件/年	30 件/年

※1:「第5次清水町総合計画(後期基本計画)」の策定後に目標値を見直し予定。

※2:「清水町一般廃棄物処理基本計画」の目標値を掲載している。

基本目標 4 脱炭素を目指すまち

再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進などの施策を計画的に進めるとともに、町民一人ひとりの行動変容を促し、2050（令和32）年に向けて町全体で脱炭素なまちを目指します。

環境指標	現状値 (2023年度)	中間目標 (2029年度)	目標 (2034年度)
町有施設の温室効果ガス排出量	1,316.9t-CO ₂	1,160.2t-CO ₂	1,055.8t-CO ₂
移動に不便を感じる町民の割合	42.6%	35.0%※1	35.0%※1
町内循環バス延べ利用者数	40,627人/年	46,000人/年以上	46,000人/年以上
自動車以外の交通手段分担率	-%	現状以上※3	現状以上※3
自家用車を利用しなくても困らない (総合計画評価指標：住民アンケート)	1.9点/5点	現状以上※3	現状以上※3

基本目標 5 みんなで環境を守るまち

こどもから大人まで、家庭や地域、学校、職場などで多様な環境教育・環境学習を推進するとともに、環境情報の提供、環境保全活動の活性化を図ります。

環境指標	現状値 (2023年度)	中間目標 (2029年度)	目標 (2034年度)
環境教室や環境保全活動に参加したことがある町民の割合	2.6%	4.0%※1	4.0%※1
エコスクールの延べ参加者数	42人/年	60人/年	60人/年
小学生環境講座の参加者数	279人/年	250人/年	250人/年

重点プロジェクト 柿田川環境保全プロジェクト

本町の環境のシンボルでもある柿田川・柿田川公園において、自然共生社会・脱炭素社会・循環型社会に向けた取組を一体的に行い、ウェルビーイング（高い生活の質）を感じる持続可能な柿田川・柿田川公園を目指します。これにより、町全体が住みやすく快適と感じられ、多くの人々が本町を訪れるまちづくりにつながります。

環境指標	現状値 (2023年度)	中間目標 (2029年度)	目標 (2034年度)
住まいの周辺環境を快適と感じる町民の割合	70.6%	75.0%	75.0%
観光交流客数	30.0万人/年	52.2万人/年	52.2万人/年
柿田川の環境保全活動数	17回/年	20回/年	20回/年

※1：「第5次清水町総合計画（後期基本計画）」の策定後に目標値を見直し予定。

※2：「清水町一般廃棄物処理基本計画」の目標値を掲載している。

※3：「清水町立地適正化計画」策定時の目標値を使用している。

注）ここに掲載している数値目標には、総合計画やその他の個別計画の数値目標に基づくものがあります。特に「第5次清水町総合計画（後期基本計画）」（2025（令和7）年度策定）の数値目標については、総合計画の策定後、整合を図る観点から本計画の数値目標について見直しを予定します。

第4節 体系図

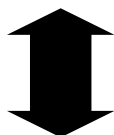
望ましい環境像

柿田川を守り次世代へつなぐ 暮らしやすい環境のまち しみず



基本目標、取組方針、取組項目の推進により、望ましい環境像の実現を図ります。

基本目標	取組方針	取組項目
【基本目標1】 自然と共生するまち	1 河川・水資源を守る	①河川の保全・管理 ②柿田川・丸池の保全 ③地下水の保全
	2 まちの自然を増やす・活かす	①公園・緑地の整備・活用 ②公共施設の緑化の推進 ③民有地の緑化の推進 ④自然景観やジオサイトの活用
	3 森林・農地・生物を守る	①森林の保全・管理 ②農地の保全・管理 ③生物の保全・管理
【基本目標2】 安全安心に暮らせるまち	4 きれいな水や空気を守る	①良好な水質の維持 ②その他の生活環境の維持
【基本目標3】 資源の循環するまち	5 ごみを減らす	①ごみの減量・分別・リサイクルの推進 ②生ごみ・食品ロスの削減 ③ごみに関する啓発・教育の推進
	6 ごみを適正に処理する	①適正なごみの中間処理・最終処分の推進 ②環境美化の推進と不法投棄の防止
【基本目標4】 脱炭素を目指すまち	7 脱炭素な暮らしに変える	①地球温暖化対策の総合的な推進 ②再生可能エネルギーの普及と省エネルギーの推進 ③環境負荷の少ない交通手段の普及 ④自転車の利用促進 ⑤森林吸収の促進
【基本目標5】 みんなで環境を守るまち	8 環境について学ぶ・取り組む	①環境教育の推進 ②地産地消と食育の推進 ③環境保全活動の活性化



「柿田川環境保全プロジェクト」の推進により、「ウェルビーイング（高い生活の質）」を感じる持続可能な柿田川・柿田川公園を目指します。

重点プロジェクト	重点取組項目
柿田川環境保全プロジェクト	①柿田川の自然環境の保全 ②柿田川のPRと地産地消の推進 ③柿田川公園の整備・活用 ④湧水・ジオサイトのネットワーク化 ⑤ゼロカーボンパーク柿田川の実現 ⑥柿田川を活用した環境教育の推進



「第4章 取組の推進」の見方について



1

基本目標 1 ● 自然と共生するまち

河川・水資源を守る

6



14



町の取組

① 河川の保全・管理

建設課・都市計画課

- ◇ 狩野川や黄瀬川を本町の骨格となる緑地として保全するとともに、散策の場等への活用を検討します。
- ◇ 水害の発生を抑制するため、計画的な河川整備を進めるとともに、狩野川、黄瀬川などの一級河川は河川管理者である国・県に河川整備を要請します。
- ◇ 多自然川づくりによる整備や、川沿いへの遊歩道や親水施設等の整備を行い、水とふれあうことのできる潤いのある河川づくりに努めます。

② 柿田川・丸池の保全

都市計画課・くらし安全課・社会教育課・産業観光課

- ◆ 柿田川湧水群及び周辺の樹林地は、市街地の中のオアシスとして、湧水と多様な動植物が生息する豊かな自然環境の保全を図ります。
- ◆ 日本有数の湧水量を体感できる展望施設の維持・保全を図るとともに、自然観察や保護活動等を通じた環境教育や文化交流などの活動・体験を提供する場として活用を図ります。
- ◆ 国や県と連携し、「柿田川自然再生計画」や「天然記念物・柿田川保存管理計画」に沿った保全・活用の取組を進めます。
- ◆ 柿田川の魅力を幅広く町民に PR してシビックプライド（町に対する町民の誇り）の醸成を図ります。
- ◆ 「名水百選カード」の配布や「名水サミット」への参加により、名水百選・柿田川の PR を行います。
- ◆ 柿田川の魅力を PR し、さらに地域の魅力を発掘することで来訪者を増やします。
- ◇ 柿田川や境川及び清住緑地など周辺の親水空間との連携を図り、親水公園としての魅力向上を目指します。



③地下水の保全

都市計画課・企画課・くらし安全課

- ◇ 地下水の保全を図るため、富士山への植樹など広域的な地下水の涵養対策を推進します。
- ◇ 公共施設において雨水浸透枡や透水性舗装等を積極的に設置し、雨水の地中への還元を促進します。
- ◇ 雨水浸透枡や透水性舗装等の設置を推進するとともに、各家庭への雨水浸透枡等の設置を推進する制度の創設等を検討することにより、雨水排除対策と同時に地下水の涵養を図ります。

町民・事業者の取組

	町民	事業者
◆ 地域の宝である柿田川に関心を持ち、自然とのふれあいや自然観察、環境教育の場として活用しましょう。	●	●
◆ 柿田川で問題となっている外来種の駆除などの活動に参加しましょう。	●	●
◆ 地下水の保全を図るため、植樹など水源涵養対策等に参加しましょう。	●	●
◇ 河川などで落ちているごみを拾ったり、河川清掃などのイベントに参加しましょう。	●	●
◇ こまめな節水や節水機器の導入などにより、水を大切に使いましょう。	●	●
◇ 工場などで使用する洗浄水や冷却水の再利用に努めます。		●
◇ コンクリート舗装をせず、雨水浸透枡・雨水貯留施設を設置して、できるだけ雨水を地下に浸透させましょう。	●	●

河川清掃への参加



富士山への植樹



こまめな節水



富士山の植樹の様子

2023（令和5）年、「柿田川・東富士の地下水を守る連絡会」が「第25回日本水大賞・農林水産大臣賞」を受賞しました。この賞は、県東部9つの自然保護団体で組織する同会の皆さんが、長年にわたり行ってきた「東富士涵養の森づくり活動」の功績が認められたものです。柿田川の水源となる富士山涵養林の保全のため、1996（平成8）年9月の台風17号で被害を受けた富士山東南麓の国有林に毎年300人以上が参加して、ブナ、ヒメシャラなどの苗木を植樹するとともに、継続的に落葉広葉樹の苗木を補植しています。広域的な水環境保全意識の向上にも積極的に取り組んでおり、他のボランティア団体の模範となっています。



2

基本目標 1 ● 自然と共生するまち

まちの自然を増やす・活かす



町の取組

①公園・緑地の整備・活用

都市計画課・産業観光課

- ◆ 狩野川、柿田川、本城山、丸池などの公園・緑地や水辺空間は、都市内の身近な自然環境として保全を図りつつ、人々が親しみやすい環境整備や、観光・レクリエーションの場として活用します。
- ◇ 公園・緑地の適切な維持管理や長寿命化、公園等の確保、生活や交流の場としての水と緑の活用等を戦略的に進めるため、緑の基本計画の策定を進めます。
- ◇ 計画的な公園の整備を推進し、既存の公園の適正な保全・活用を図ります。

②公共施設の緑化の推進

建設課・都市計画課・産業観光課

- ◆ JR 三島駅と柿田川公園の間に点在する湧水拠点のネットワークを形成します。
- ◇ 公園・緑地を結ぶように遊歩道を配置するとともに、幹線道路の沿道緑化等に努め、美しく親みのある道路づくりを進めます。
- ◇ 遊歩道や歩道の緑化、ポケットパークや花壇等の設置を推進し、憩いと潤いのある市街地環境づくりに努めます。
- ◇ 役場や学校など公共公益施設の緑化を推進するとともに、幹線道路を中心に可能な限り道路緑化を図ります。

③民有地の緑化の推進

都市計画課

- ◇ 緑化助成制度創設等を検討し、都市に潤いを与え、災害防止にも役立つブロック塀の生垣化などの緑化を推進します。
- ◇ 地域住民による緑あふれるまちづくりを推進するため、緑化活動の表彰や緑化活動を助成します。
- ◇ 家庭や企業における緑化を図るため、コアゾーン※における緑化協定の導入を行います。
※幹線道路が交差する(都)玉川卸団地線周辺のこと。
- ◇ 緑に対する知識を深め緑の大切さを理解するため、イベントの実施、苗木の配布等の緑の普及・啓発活動を引き続き推進します。
- ◇ 花の会への支援等緑化意識の普及・啓発に取り組むとともに、花や緑で彩られた美しいまちづくりを推進します。

4 自然景観やジオサイトの活用

都市計画課・産業観光課・社会教育課

- ◆ ジオサイトである柿田川湧水群、丸池、本城山を中心に、各都市公園の整備と併せて豊かな自然にふれあえる環境づくりに取り組みます。
- ◆ 柿田川・柿田川公園周辺のウォーキングコースを設定して活用します。
- ◇ 町内全域において富士山や周囲の山々、河川など望める眺望点を確保するとともに、修景や眺望のための施設の整備を進めます。
- ◇ 本町の水辺と緑の景観を連続して楽しめるように、サインや歩行環境の充実など、景観ルートの整備を図ります。
- ◇ 旧東海道沿道の社寺や一里塚、松並木等は、街道の歴史を伝える景観を形成する歴史資源として保全します。

町民・事業者の取組

	町民	事業者
◇ 公園・緑地はマナーを守り、自然を大切にしたり、ごみを持ち帰るなど、みんなが気持ちよく使えるように、大切に利用しましょう。	●	●
◇ 草刈りや公共の場所にある花壇などの手入れに参加しましょう。	●	●
◇ 敷地内に木を植えたり、生垣や花壇、建物の壁面緑化（緑のカーテン）・屋上緑化など、緑の多いまちづくりに協力しましょう。	●	●
◇ ジオサイト（柿田川、丸池、本城山）に関心を持ち、伊豆半島ジオパークの活動に協力しましょう。	●	●
◇ 建物の色彩や意匠など、自然景観に調和するように配慮しましょう。	●	●
◇ ウォーキングコースを活用し、健康増進とともに清水町の自然や景観を楽しみましょう。	●	

公園の適正な利用



事業所の緑化推進



緑のカーテンづくり



コラム

緑のカーテンを育てよう！

緑のカーテンとは、窓をツル性の植物（アサガオ、ゴーヤ、キュウリ、ヘチマなど）で覆い、日陰や葉の蒸散作用により室温を下げ、エアコンの設定温度を見直すことで省エネにつながります。また、チョウ類が飛来するなど生物多様性の保全や、ゴーヤやキュウリなどを育てて収穫することを通じて食育になったり、多くの利点があります。みなさんも緑のカーテンを育ててみましょう。



緑のカーテン（ゴーヤ）

3

基本目標 1 ● 自然と共生するまち

森林・農地・生物を守る



町の取組

① 森林の保全・管理

産業観光課・社会教育課

- ◇ 徳倉山や普光寺山などの山林は、樹林地を主体とする良好な自然環境を保全するように誘導します。
- ◇ 温室効果ガスの森林吸収量の確保に必要な間伐等を推進するため、森林環境譲与税を財源とした森林整備を推進します。(再掲)
- ◇ 地域に残る大木やゆかりのある歴史的な樹木、市街地内に残る樹林地、社寺林等の緑について、地域の緑のシンボルとして保全を図ります。

② 農地の保全・管理

産業観光課

- ◇ 農地は都市の緑地空間や景観要素として貴重であり、雨水流出や気温上昇を抑制する公益的機能も有することから、周辺の都市的土地利用との調和を図りつつ、田園環境・景観の保全に努めます。
- ◇ 環境に配慮した環境保全型農業を推進します。

③ 生物の保全・管理

くらし安全課・都市計画課・産業観光課

- ◆ 柿田川の貴重な生態系を脅かす特定外来生物について、町民や民間団体などと協働により駆除作業を行います。
- ◇ 水生生物観察会を開催します。
- ◇ 特定外来生物をはじめとした外来種の情報収集を行うとともに、町民・事業者などへの注意喚起を行います。
- ◇ 「清水町鳥獣被害防止計画」に基づき、被害情報の共有化、捕獲の担い手の確保・育成、研修会等による地域住民に対する知識の普及、町のホームページや広報等に情報提供を行います。

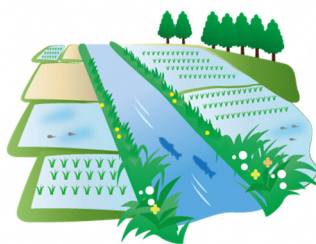
町民・事業者の取組

	町民	事業者
◇ 森林所有者は、森林の適正管理を行いましょう。	●	●
◇ 森林ボランティアへの参加など、森林の適正管理に協力しましょう。	●	●
◇ 敷地内の巨樹や古木、屋敷林、社有林などを保全しましょう。	●	●
◇ 地域で生産された農作物を積極的に購入する地産地消に協力しましょう。	●	●
◇ 化学肥料や農薬の使用を抑えた環境保全型農業に取り組みましょう。		●
◇ 水生生物観察会に参加して、水辺の生物や環境について学びましょう。	●	
◇ 特定外来生物など外来種についての知識を得て、野外で目撃した場合は町に情報提供しましょう。	●	●
◇ 柿田川で実施している外来種の駆除活動に参加・協力しましょう。	●	●
◇ ペットを野外に捨てたり、他の地域の生物を放流・移植したりしないようにしましょう。	●	●
◇ 野生鳥獣による被害を未然防止するため、防護柵の設置や未収穫物の処理などを行いましょう。	●	●
◇ 狩猟免許取得や狩猟者登録、野生鳥獣の個体数管理に協力しましょう。	●	●

森林の適正管理



環境保全型農業の推進



外来種の駆除



柿田川の外来種駆除に参加しよう！

豊かな自然が残る柿田川ですが、近年ではオオカワヂシャ（特定外来生物）などの外来種が侵入し、地域固有の生態系を脅かしています。そのため、本町では国土交通省や民間団体、町民のみなさんと連携して外来植物の駆除を定期的に実施しています。参加者には「ゆうすいポイント」が付与されます。最近では、特定外来生物に指定されているナガエツルノゲイトウが柿田川でも確認されています。引き抜いても、地中に残った根や小さな茎の断片から再生・繁殖してしまう厄介な多年草であり、「地球上最悪の侵略的植物」ともよばれています。ナガエツルノゲイトウの繁殖力は極めて強く、今後の拡大防止を図るためにも、流域一体の対策が求められます。



オオカワヂシャ



ナガエツルノゲイトウ

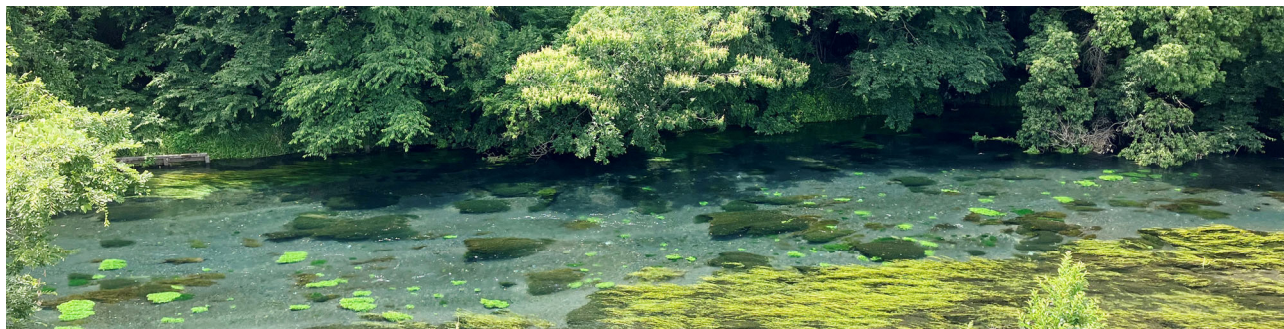


町民参加による外来植物の駆除

4

基本目標2 ●安全安心に暮らせるまち

きれいな水や空気を守る



町の取組

①良好な水質の維持

くらし安全課・都市計画課

- ◇ 生活排水等による河川の汚染状況を監視するため水質調査を実施します。
- ◇ 広域的な連携による計画的な下水道整備を進めるとともに、供用中の下水道施設は効率的・効果的な維持管理に努め、長寿命化を進めます。
- ◇ 下水道への理解と協力のための広報活動に努めるとともに、供用開始区域内における家庭や事務所等について下水道への接続を促進します。
- ◇ し尿や浄化槽汚泥の適正処理のほか、発災時などにおける生活排水対策を行います。
- ◇ 水質汚濁防止や水環境の保全などをテーマとした講演会などを開催し、公共用水域の保全と環境について町民の意識高揚を図ります。
- ◇ 水辺の見学会や学習会などを行い、下水道及び合併処理浄化槽などを利用することによる環境保全や、発生源における水質保全対策について学習する機会を増やします。

②その他の生活環境の維持

くらし安全課・都市計画課

- ◇ 町のホームページなどで野焼きの禁止について啓発を行います。
- ◇ 町内の土壌のダイオキシン類濃度の測定を行います。
- ◇ 環境保全事業、公害対策などにより、快適な居住環境の向上に取り組めます。
- ◇ 動物飼養等についての飼い主への指導、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術補助、飼養動物の適正管理及び愛護思想の普及と啓発を行います。



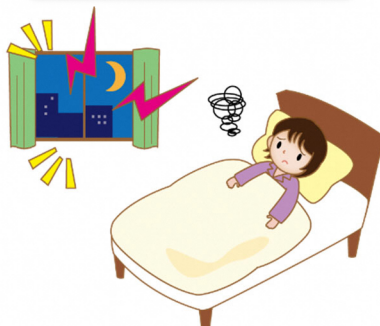
町民・事業者の取組

	町民	事業者
◇ 日頃から近くの河川の様子について注視し、異常をみつけたら速やかに町へ連絡しましょう。	●	●
◇ 油や生ごみを排水に流さない、洗剤の適量使用などにより、生活雑排水による汚濁を低減しましょう。	●	
◇ 下水道への接続、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えに協力しましょう。	●	●
◇ 浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び年1回の法定検査を行いましょう。	●	●
◇ 各種法令を遵守し、特定工場等に対する立入検査に協力しましょう。		●
◇ 日常生活や事業活動から発生する騒音・振動、悪臭を防止しましょう。	●	●
◇ 法律で禁止されている野外焼却はやめましょう。	●	●
◇ 焼却施設の適正管理・運用、測定・届出などを行いましょう。		●
◇ 家庭菜園や農業では化学肥料、農薬、除草剤などを適正に使用しましょう。	●	●
◇ 有害化学物質を扱う場合は管理を徹底しましょう。		●
◇ ペットを飼うときは飼養のマナーを守り、ふんの処理や鳴き声が近隣の迷惑にならないようにするとともに、責任を持って終生飼養しましょう。	●	

油や生ごみの排水禁止



生活騒音への配慮



ペット飼養マナーの啓発



下水道への早期接続のお願い

下水道は、環境衛生の向上や都市の健全な発達に寄与し、併せて公共水域の水質を保全するために整備されています。本町では2022（令和4年）年度末現在、人口の約76.4%（静岡県平均65.5%）が下水道を使用しています。

しかし、公共下水道が整備されても、みなさんのご協力により公共下水道へ接続をしていただかなければ、公共下水道の十分な効果は発揮できません。公共下水道の趣旨をご理解いただき、できるだけ早く「公共下水道への接続」をお願いします。

5

基本目標3 ● 資源の循環するまち

ごみを減らす



町の取組

① ごみの減量・分別・リサイクルの推進

くらし安全課・産業観光課

- ◆ 柿田川・柿田川公園周辺の店舗などにおける脱プラスチック製品の使用を推進します。
- ◇ 3R を消費者と事業者の視点で推進し、ごみのさらなる減量に取り組みます。
- ◇ ごみの正しい分別について周知を強化するとともに、リサイクル率の向上に向けた取組について検討を進めます。
- ◇ 容器包装リサイクル法の対象である資源ごみの収集等は、分別収集計画に基づいて実施します。
- ◇ 資源ごみの収集対象品目の拡大について検討します。
- ◇ 今後も集団資源回収の支援等を継続します。
- ◇ ごみの減量化の推進やごみ処理経費の適正負担などの観点から、ごみ処理有料化の導入を検討します。
- ◇ 資源ごみは、町内の資源化事業者等の協力を得て、効率的かつ適切な処理ルートを確保します。
- ◇ 使用済み廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）へのリサイクルを行います。
- ◇ 不用品をリサイクルするため、不用品の「ゆずります」「ゆずってください」の登録を行い、リユースを促進します。

② 生ごみ・食品ロスの削減

くらし安全課・福祉介護課

- ◇ 家庭系の食品ロス削減のための町民、事業者への啓発及び取組を支援します。
- ◇ 電動式生ごみ処理機やコンポストなどの購入者に対して補助を行います。
- ◇ 事業者が行う積極的な食品ロス対策について、町のホームページや広報紙で活動内容を紹介するとともに、取組の重要性を町民に啓発します。
- ◇ 家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンクなどの生活困窮者支援団体、福祉施設などに寄付するフードドライブを実施します。



③ごみに関する啓発・教育の推進

くらし安全課

- ◇ ごみの減量化を推進していくため、行政と各種団体の協力のもと、農業・商工業・廃棄物関係業者等との連携体制の構築を検討します。
- ◇ 町民・事業者に対するごみ減量の意識啓発について、広報等によって定期的実施します。
- ◇ 家庭・学校・社会教育等の場において環境教育を実施し、意見交換会・シンポジウム等によりごみ減量意識の高揚を図ります。
- ◇ パンフレットやポスター等を作成し、町民や事業者に配布するとともに、スマートフォンのアプリ等を活用し、ごみ分別・減量化等の情報提供を行います。
- ◇ 環境にやさしいエコマーク商品などを利用するよう広報やイベント等で啓発します。

町民・事業者の取組

	町民	事業者
◇ 買い物時にはマイバッグを使用するとともに、商品の過剰包装を断る、ばら売りの商品を選ぶなど、できるだけごみが出ないようにしましょう。	●	●
◇ ごみの分別や資源回収に協力し、可燃ごみとして収集に出す量を減らしましょう。	●	●
◇ 使い捨てのプラスチック製品の廃棄を減らすよう、紙製品への切り替え、バイオプラスチックへの代替などに協力しましょう。	●	●
◇ 生ごみの削減のため、生ごみの水切りや生ごみの堆肥化に取り組みましょう。	●	●
◇ 食品ロスを減らすために、食材を無駄にしない買い物方法、食べ残しが出ない調理方法、食べきり運動、フードドライブなどに参加しましょう。	●	●
◇ 環境ラベルを参考にして、環境に配慮した商品や再生品を購入しましょう。	●	●

マイバッグの持参



分別の徹底



食品ロスの削減



環境ラベルとは？

環境ラベルとは、表示されている製品やサービスが、環境負荷低減にどのように貢献しているかを示すマークのことです。環境ラベルを表示することで、消費者は価格や品質だけでなく、リサイクルのしやすさや環境のことを考えて物やサービスを買いたいとき、参考にすることができます。



エコマーク



間伐材マーク



バイオマスマーク



FSC®森林認証



グリーンマーク

6

基本目標3 ● 資源の循環するまち

ごみを適正に処理する



町の取組

① 適正なごみの中間処理・最終処分 の推進

くらし安全課

- ◇ 可燃ごみは、沼津市への委託により適正処理し、その他の廃棄物も民間の資源化業者等と連携し、安全・安定した中間処理を確保します。
- ◇ ごみの排出抑制、分別による資源化、地区や団体の資源回収の推進などにより、資源循環型の取組を推進します。
- ◇ 「清水町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の適正処理を行います。

② 環境美化の推進と不法投棄の防止

くらし安全課

- ◇ ごみのポイ捨てや飼い犬のふんの放置防止、禁止行為に対する指導や環境美化に関する啓発を推進するため、「清水町環境美化条例」に基づく環境美化推進委員を委嘱します。
- ◇ 毎年6月に町民総参加の清掃活動「1万人クリーン作戦」を実施します。
- ◇ 不法投棄を未然に防止するため、町のホームページで不法投棄の罰則や土地所有者への注意喚起を行います。



環境美化活動に参加しよう！

本町では、「清水町環境美化条例」を施行し、ごみのポイ捨て・散乱、飼い犬のふんの放置を防止しています。同条例では、町民・事業者・所有者の責務、環境美化推進委員の設置などを規定しています。

また、毎年6月の第1日曜日を「1万人クリーン作戦」の日とし、町民総参加による町内一斉の環境美化活動を実施しています。住みよい地域づくりは、ごみのないきれいな環境づくりからはじまります。

「自らの地域を自らの手で住みよいきれいな地域に」を合言葉にごみを拾い、快適な生活環境を築きましょう。



町民・事業者の取組

- ◇ 3R の推進により、中間処理・最終処分を行うごみの減量に協力しましょう。
- ◇ ごみのポイ捨てや不法投棄をしないように気をつけましょう。
- ◇ 河川清掃、1万人クリーン作戦などの清掃活動に参加しましょう。
- ◇ 不法投棄の監視や回収、不法投棄がしにくい環境づくりに協力しましょう。

町民

事業者



ごみの減量への協力

ごみのポイ捨て禁止

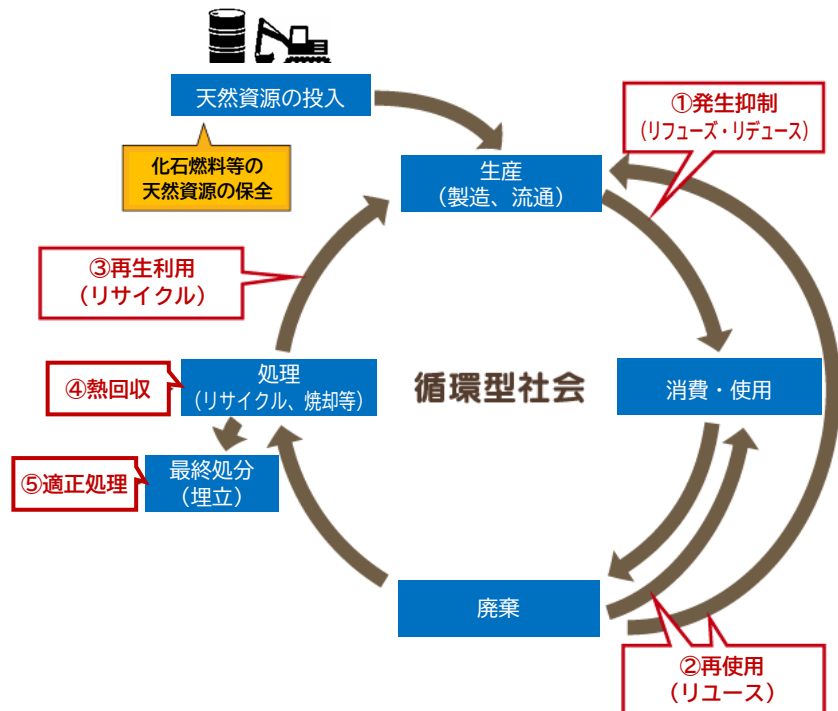
清掃活動への参加



循環経済を目指そう！

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄まで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の浪費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっています。そのため、ごみについては①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処理という優先順位で循環型社会の形成に取り組んでいくこととしています。

さらに、近年では、経済活動の中で廃棄されていた製品や原材料などを「資源」と考え、リサイクル・再利用などで活用し、資源を循環させる新しい経済システムである「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の実現が世界の潮流となってきました。



循環型社会に向けたごみ処理の優先順位
【資料：環境省の図を基に作成】

7

基本目標4 ● 脱炭素を目指すまち

脱炭素なくらしに変える



町の取組

① 地球温暖化対策の総合的な推進

くらし安全課

- ◇ 「清水町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、町の事務事業から排出される温室効果ガスの削減を図ります。
- ◇ 「清水町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、町全域から排出される温室効果ガスの削減を図ります。

② 再生可能エネルギーの普及と省エネルギーの推進

くらし安全課・産業観光課・総務課

- ◆ 柿田川公園内の水路を活用した小水力発電の導入などにより、エネルギーの地産地消を検討します。
- ◆ 柿田川公園の駐車場に EV 充電施設の導入を検討するとともに、レンタサイクルの設置・利用を促進します。
- ◆ 柿田川公園に太陽光・風力ハイブリッド発電街灯の導入を検討します。
- ◇ 環境負荷の少ない再生可能エネルギーなどの機器の利用促進、普及を図るための支援を行います。
- ◇ 太陽光発電など再生可能エネルギーの活用を考慮し、地球環境への負荷を低減する住宅（ZEH）やビル（ZEB）などの普及を推進します。
- ◇ 家庭用蓄電池など、再生可能エネルギーの有効活用可能な設備導入に対して補助を行います。
- ◇ 清水町の公共施設では再生エネルギー由来の電力を調達するよう努めます。

③ 環境負荷の少ない交通手段の普及

くらし安全課・企画課

- ◇ バス路線の運行効率化・生産性向上を図るため、電気バス、AI 運行等の新たな技術導入を検討し、導入します。
- ◇ 町内循環バスの利用を促進するため、PR や「ゆうすいポイント」の活用を図ります。



「デコ活」とは？

「デコ活」とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を組み合わせた造語です。2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、国民・消費者のライフスタイル変革を後押しするため、環境省が展開する脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動です。詳しくは「デコ活ウェブサイト」（<https://ondankataisaku.env.go.jp/dekokatsu/>）を参照してください。

④ 自転車の利用促進

企画課・建設課・産業観光課

- ◆ 柿田川や丸池など町内の観光資源と鉄道駅や広域の観光資源とを結ぶ、観光客が歩行や自転車等で周遊できるコースを設定します。
- ◇ 「地域公共交通計画」の策定により、徒歩や自転車も組み合わせた網羅的な交通体系の構築を目指します。
- ◇ 「清水町自転車ネットワーク計画」に基づき、人や環境にやさしい自転車空間を整備します。
- ◇ 観光客の周遊の利便性を高めるため、レンタサイクル等を導入します。
- ◇ 他市町との連携を深め、自転車等を利用して周遊できる広域的なコースを設定し、地域連携による観光・地域資源の活用を図ります。

⑤ 森林吸収の促進

産業観光課

- ◇ 温室効果ガスの森林吸収量の確保に必要な間伐等を推進するため、森林環境譲与税を財源とした森林整備を推進します。(再掲)

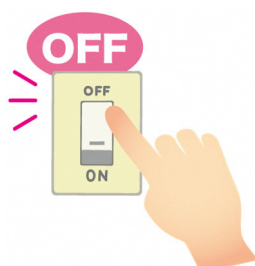
町民・事業者の取組

	町民	事業者
◇ 日常生活や事業活動からどのくらい温室効果ガスが排出されているか把握できる温室効果ガス排出量の可視化サービスなどを利用してみましょう。	●	●
◇ 「デコ活」(脱炭素な暮らしをめざす国民運動)を参考にしながら、日常生活でできる脱炭素な取組を実践しましょう。	●	
◇ 温室効果ガス排出量の削減目標の設定を行い、脱炭素な事業活動に転換しましょう。		●
◇ 太陽光発電、太陽熱利用、燃料電池、蓄電池などを導入しましょう。	●	●
◇ 建物の新築及び改築時には、高気密・高断熱な省エネルギー基準を満たす建物やZEH・ZEB化に努めましょう。	●	●
◇ バスや鉄道などの公共交通機関の利用、徒歩や自転車による移動を心がけましょう。	●	●
◇ 自動車を運転するときは、急加速やアイドリングをしないなど、エコドライブを心がけましょう。	●	●
◇ 自動車の買い替え時には、電気自動車などの次世代自動車を購入しましょう。	●	●
◇ 敷地内に木を植えたり、生垣や花壇、建物の壁面緑化(緑のカーテン)・屋上緑化など、省エネルギーや温室効果ガスの吸収促進に協力しましょう。	●	●

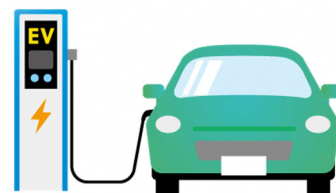
ZEH・ZEBの導入



省エネの徹底



次世代自動車の購入



8

基本目標5 ●みんなで環境を守るまち

環境について学ぶ・取り組む



町の取組

①環境教育の推進

教育総務課・くらし安全課・企画課

- ◆ 柿田川の自然環境など本町の特色を教育の中に取り込むことで地域に対するこだわりや愛着、そこから育まれるものを強化し、他にはない環境を価値として認識できる教育を目指します。
- ◆ 柿田川をより身近に感じてもらうため、清水小学校教材園の一般開放を定期的を実施します。
- ◆ 柿田川・柿田川公園の環境教育用資料の作成や活用、柿田川関連の資料の集積・配架などにより、環境教育・環境学習の推進を図ります。
- ◇ 学校の教科や総合的な学習の時間、探究活動において環境教育を行います。
- ◇ 小学生を対象とした環境教育事業の一環として、水生生物観察会などを行う夏休み親子エコライフ教室を実施します。
- ◇ 小学校で環境保全や SDGs について座学や体験活動を通じて学ぶ環境講座を実施します。

②地産地消と食育の推進

健康づくり課・産業観光課

- ◆ 柿田川・湧水に関連する地場産品を PR し、環境と経済の両立・活性化につなげます。
- ◇ リサイクルや食品ロスの削減など、環境に配慮した調理と食事の実践を図ります。
- ◇ 地場産品や特産品の周知や情報提供を行うとともに、地場産品を購入する機会を増やすなど、地産地消を推進します。
- ◇ 食に関する体験活動の充実を図り、食育を推進します。
- ◇ 親子で野菜づくりを楽しみながら学ぶ親子食育農園「まほろばポタジェ」を実施します。

③環境保全活動の活性化

企画課

- ◆ 地域通貨「ゆうすいポイント」を活用し、柿田川の環境保全活動を活性化します。
- ◇ SDGs に対する企業等の取組を公表し、支援することで、さらなる取組の推進や取組の裾野の拡大を図ります。

町民・事業者の取組

	町民	事業者
◇ 環境に関する学習会や講座、イベントなどに参加しましょう。	●	●
◇ 社員に対する環境教育を実施しましょう。		●
◇ 地元産の農作物を積極的に購入するなど、地産地消を進めましょう。	●	●
◇ 町がホームページや各種メディア、広報紙によって提供する環境情報や最新情報を確認・活用しましょう。	●	●
◇ 自らが実施している環境に関する取組についての情報を発信しましょう。	●	●
◇ 町、事業者、町内会、学校、民間団体が行う環境保全活動に参加しましょう。	●	●
◇ SDGs の 17 の目標に向けた取組を実践しましょう。	●	●

環境教育の推進



環境イベントへの参加



環境情報の確認・活用



コラム

柿田川で自然とふれあい、環境について学ぼう！

柿田川・柿田川公園には、豊かな自然が残っており、たくさんの生物を観察することができます。園内にある2つの展望台からは、こんこんと湧き出る湧水を眺めることができ、芝生広場や湧水広場などでは、水や緑とふれあうことができます。また、清水小学校に併設されている自然教材園は、一般公開日には柿田川を間近でみることもできます。柿田川・柿田川公園で自然とふれあいながら、環境について学びましょう。



第2展望台から眺める湧水



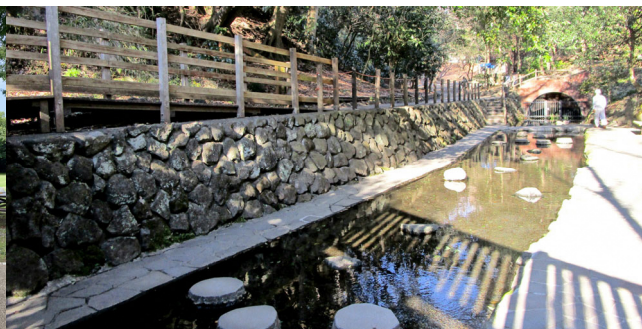
湧水広場



自然教材園

重点
プロジェクト

柿田川環境保全プロジェクト



町の取組

① 柿田川の自然環境の保全

都市計画課・くらし安全課・社会教育課

- ◆ 柿田川湧水群及び周辺の樹林地は、市街地の中のオアシスとして、湧水と多様な動植物が生息する豊かな自然環境の保全を図ります。
- ◆ 日本有数の湧水量を体感できる展望施設の維持・保全を図るとともに、自然観察や保護活動等を通じた環境教育や文化交流などの活動・体験を提供する場として活用を図ります。
- ◆ 国や県と連携し、「柿田川自然再生計画」や「天然記念物・柿田川保存管理計画」に沿った保全・活用の取組を進めます。
- ◆ 柿田川の貴重な生態系を脅かす特定外来生物について、町民や民間団体などと協働により駆除作業を行います。

② 柿田川の PR と地産地消の推進

産業観光課・都市計画課

- ◆ 柿田川の魅力を幅広く町民に PR してシビックプライド（町に対する町民の誇り）の醸成を図ります。
- ◆ 「名水百選カード」の配布や「名水サミット」への参加により、名水百選・柿田川の PR を行います。
- ◆ 柿田川の魅力を PR し、さらに地域の魅力を発掘することで来訪者を増やします。
- ◆ 柿田川・湧水に関連する地場産品を PR し、環境と経済の両立・活性化につなげます。

③ 柿田川公園の整備・活用

都市計画課・産業観光課

- ◆ 柿田川公園・緑地や水辺空間は、都市内の身近な自然環境として保全を図りつつ、人々が親しみやすい環境整備や、観光・レクリエーションの場として活用します。

④ 湧水・ジオサイトのネットワーク化

都市計画課・産業観光課・健康づくり課

- ◆ JR 三島駅と柿田川公園の間に点在する湧水拠点のネットワークを形成します。
- ◆ 柿田川・柿田川公園周辺のウォーキングコースを設定して活用します。
- ◆ ジオサイトである柿田川湧水群を中心に、各都市公園の整備と併せて豊かな自然にふれあえる環境づくりに取り組みます。

⑤ ゼロカーボンパーク柿田川の実現

産業観光課・都市計画課・くらし安全課

- ◆ 柿田川や丸池など町内の観光資源と鉄道駅や広域の観光資源とを結ぶ、観光客が歩行や自転車等で周遊できるコースを設定します。
- ◆ 柿田川公園の駐車場に EV 充電施設の導入を検討するとともに、レンタサイクルの設置・利用を促進します。
- ◆ 柿田川公園に太陽光・風力ハイブリッド発電街灯の導入を検討します。
- ◆ 柿田川公園内の水路を活用した小水力発電の導入などにより、エネルギーの地産地消を検討します。
- ◆ 柿田川・柿田川公園周辺の店舗などにおける脱プラスチック製品の使用を推進します。

⑥ 柿田川を活用した環境教育の推進

教育総務課・企画課・くらし安全課・産業観光課

- ◆ 柿田川の自然環境など本町の特色を教育の中に取り込むことで地域に対するこだわりや愛着、そこから育まれるものを強化し、他にはない環境を価値として認識できる教育を目指します。
- ◆ 柿田川をより身近に感じてもらうため、清水小学校教材園の一般開放を定期的に実施します。
- ◆ 柿田川・柿田川公園の環境教育用資料の作成や活用、柿田川関連の資料の集積・配架などにより、環境教育・環境学習の推進を図ります。
- ◆ 地域通貨「ゆうすいポイント」を活用し、柿田川の環境保全活動を活性化します。

町民・事業者の取組

	町民	事業者
◆ 地域の宝である柿田川に関心を持ち、自然とのふれあいや自然観察、環境教育の場として活用しましょう。	●	●
◆ 柿田川で問題となっている外来種の駆除などの活動に参加しましょう。	●	●
◆ 地下水の保全を図るため、植樹など水源涵養対策等に参加しましょう。	●	●

柿田川の自然環境の保全



ゼロカーボンパーク実現



柿田川での環境教育



コラム

柿田川・柿田川公園の将来イメージ

2024（令和6）年度に実施した町民アンケートでは、柿田川・柿田川公園の将来イメージとして、自然環境の保護と観光の両立、現状維持の希望、こどもたちや来園者のための環境づくり、憩いの場としての利用、アクセスと交通の向上、観光・PR、環境教育・学習などの視点から意見が出されました。これらの意見を反映したプロジェクトを実施します。

第5章 計画の推進体制と進行管理

第1節 推進体制

●清水町環境審議会を設置します

「清水町環境基本条例」の第20条に基づく清水町環境審議会を設置します。環境審議会は、町長の諮問に応じて審議を行い、その結果を町長へ答申します。また、環境審議会は計画策定後の進捗状況について意見や提言を述べます。



●庁内の横断的組織・環境基本計画推進委員会で調整を図ります

本計画に掲載している各種取組は、様々な行政分野にわたっており、庁内関係課等が連携しながら推進していく必要があるため、庁内の横断的な組織である環境基本計画推進委員会において調整を図りながら、計画の着実な推進を図ります。

[町][町民][事業者]

●町・町民・事業者が一体となって取り組みます

地域として一体となって取り組めるように、町・町民・事業者が情報を共有し、連携・協力しながら推進できる環境づくりを行います。

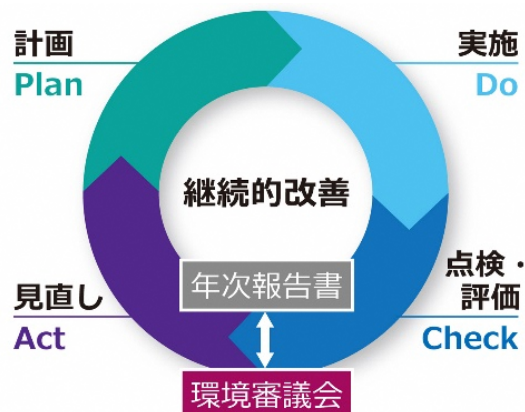


第2節 進行管理

●計画策定後はPDCAサイクルによる継続的な改善を行います

本計画の進行管理は、「計画(Plan)」「実施(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Act)」というPDCAサイクルに基づいて行います。具体的には、数値目標の達成状況、各課が実施した各種取組について毎年点検・評価を行うとともに、年次報告書を作成して公表します。

また、清水町環境審議会に毎年進捗状況を報告し、意見や提言をいただきながら、それらを踏まえた見直しを行います。



PDCA サイクル



資料 1 計画策定の経緯

2024 年度（令和 6 年度）		
7 月 23 日	第 1 回清水町環境審議会	◇諮問
8 月 23 日	町民・事業者アンケート調査	◇8 月 23 日～9 月 13 日 ◇町民 回答率：26.7%（240 人/900 人） ◇事業者 回答率：32.0%（32 社/100 社）
9 月 下旬	庁内会議	◇計画案の検討
10 月 29 日	第 2 回清水町環境審議会	◇計画案の審議
12 月 9 日	パブリックコメント	◇12 月 9 日～1 月 9 日まで役場 3 階くらし安全課、町のホームページで公開
1 月 27 日	第 3 回清水町環境審議会	◇計画案・答申案の審議
2 月 18 日	清水町環境審議会から町長へ答申	◇答申
3 月		◇計画の策定

資料 2 委員名簿

清水町環境審議会 委員名簿

氏名	所属
石垣 雅雄	柿田川湧水保全の会
小野 慎一	富士伊豆農業協同組合ゆうすい支店
杉山 義則	清水町農業委員会
竹口 紀之	臼井国際産業株式会社 CSR 推進室
仲田 敏道	清水町商工会
西島 俊則	サントムーン柿田川 大東紡エステート株式会社
服部 乃利子	静岡県地球温暖化防止活動推進センター
渡辺 敏彦	公益財団法人柿田川みどりのトラスト

（五十音順・敬称略）

資料3 清水町環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、町の良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保並びに豊かな自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及び創造上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を持続して享受することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる地域が構築されることを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、全ての者が自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

4 自然環境が豊かで地域固有の貴重な資源である柿田川を、将来の世代に良好な状態で継承できるように、適切な環境の保全及び創造を行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的、総合的施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に取り組むとともに、町民及び事業者の良好な環境の保全及び創造への取組を支援するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他

の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町、事業者及び町民の協働・協創)

第7条 町、事業者及び町民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすため、協働・協創して環境の保全及び創造に関する施策及び活動を推進するよう努めなければならない。

(柿田川の日)

第8条 町は、町民及び事業者の間に広く柿田川の環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、水の恵みに感謝し積極的に環境の保全に関する活動を行う意識を高めるため、柿田川の日を設ける。

2 柿田川の日は、8月の第1土曜日とする。

3 町は、柿田川の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(施策の基本方針)

第9条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の調整を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 生活環境の保全及び町民の健康の増進のため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を健全な状態で保全すること。
- (2) 河川、農地、水辺地等における多様な自然環境が、地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、町の自然環境及び歴史的文化的な所産の保全に努め、良好な景観の形成を図り、質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を推進するとともに、環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の低減を図り持続的発展が可能な地域を構築す

ること。

（環境基本計画）

第 10 条 町長は、町の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、町の環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画の策定に当たっては、町民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第 20 条に規定する清水町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

（年次報告等）

第 11 条 町長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、清水町環境審議会に提出するとともに、これを公表するものとする。

（規制等の措置）

第 12 条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、関係機関と協議の上、必要な指導、助言及び規制等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（誘導的措置）

第 13 条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、町民及び事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を講ずるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、町長は、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

（生物多様性の保全）

第 14 条 町は、柿田川において自生するミシマバイカモなど絶滅のおそれのある野生動植物の保護及びその生息・生育環境を守ること等により、生物多様性の保全に努めるものとする。

（環境教育・学習等の推進）

第 15 条 町は、町民及び滞在者が環境の保全及び創造について理解を深め、これに関する活動に主体的積極的に参画できるよう、環境教育・学習を推進するとともに、事業者及び環境保全活動を行う団体とも連携し、自然とのふれあいや企業活動を通じて環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように努めるものとする。

（自発的な活動の促進）

第 16 条 町は、町民及び滞在者が自発的に行う自然保護に関する活動、再生資源に係る回収活動及びその他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、町の施

策と連携する等、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供）

第 17 条 町は、環境の保全及び創造に関して必要な情報を収集するとともに、調査及び研究を実施し、教育及び学習の振興並びに町民等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、これらの情報等を適切に提供するように努めるものとする。

（推進体制の整備）

第 18 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び円滑に実施するために必要な庁内の体制を整備するものとする。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策を適切かつ効果的に実施するため、町民、事業者及び環境保全活動を行う団体と連携協力して取り組む体制の整備に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第 19 条 町は、環境の状況を的確に把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 町は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

（環境審議会）

第 20 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、清水町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 年次報告に関すること。

(3) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 6 年 3 月 22 日）

資料 4 清水町環境美化条例

(目的)

第1条 この条例は、ごみのポイ捨て及び散乱（以下「ポイ捨て等」という。）並びに飼い犬のふんの放置を防止することにより、清潔で美しい景観を保全し、快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)ごみ 空き缶、空きびんその他の容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかすその他の散乱性の高いごみをいう。
- (2)ポイ捨て 公共の場所等において、ごみをごみ箱等の所定の場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3)町民等 町民及び旅行、買物等のため当町に滞在し、又は通過する者をいう。
- (4)事業者 容器その他の包装を付した商品を販売する者及び製造する者をいう。
- (5)観光関係業者 ホテル業、旅館業その他これらに類する事業を営む者及び旅客を運送する事業を営む者をいう。
- (6)所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7)公共の場所等 道路、河川、公園その他の公共の場所及び個人等が所有し、占有し、又は管理する場所をいう。
- (8)回収容器 ごみを回収するための容器をいう。
- (9)容器入り飲料等 容器包装を付した飲料又は食料をいう。

(町民等の責務)

第3条 町民等は、公共の場所等において自ら生じさせたごみを持ち帰り、又は回収容器に収納すること等により、適正に処分しなければならない。

- 2 町民等は、飼い犬を公共の場所等に連れ出すときは、ふんの処理用具を携行し、当該飼い犬が排泄したふんを回収し、適正に処分しなければならない。
- 3 町民は、町が実施する次の各号に掲げる施策に協力するものとする。

(1)環境美化の日事業

(2)1万人クリーン作戦事業

(3)その他町長が必要と認める環境美化事業

(事業者等の責務)

第4条 事業者は、ポイ捨て等を防止するため、回収容器の設置及び管理等必要な措置を講ずるとともに、消費者に対する啓発に努めなければならない。

- 2 観光関係業者は、ポイ捨て等を防止するため、旅行者に対する啓発に努めなければならない。
- 3 自動販売機により容器入り飲料等を販売する者は、ポイ捨て等を防止するため、回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるポイ捨て等を防止するため、適正な管理等必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(禁止行為)

第6条 町民等は、公共の場所等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)ポイ捨てをすること。
- (2)ふんの処理用具を携行せずに、飼い犬を連れ出すこと。
- (3)自らの飼い犬が排泄したふんを放置すること。

(環境美化推進委員の設置)

第7条 町長は、地域における環境美化を推進するため、清水町環境美化推進委員（以下「委員」という。）を置く。

(身分証明書の携帯等)

第8条 委員は、腕章等を付けるとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導)

第9条 委員は、第6条の規定に違反した者（以下「違反者」という。）に対し、必要な措置を講ずよう指導することができる。

(公表の請求)

第10条 委員は、違反者が前条の規定による指導に従わず、特に悪質なときは、当該違反者の氏名等の公表を町長に請求することができる。

(意見聴取)

第11条 町長は、前条の規定による委員の請求があったときは、当該違反者から意見聴取を行うものとする。

(公表)

第12条 町長は、前条の規定による意見聴取により、特に悪質と認めたときは、当該違反者の氏名等を公表するものとする。

(環境美化モデル地区の設置)

第13条 町長は、地域の環境美化を推進するとともに町民の意識を啓発するため、環境美化活動を重点的に行う必要があると認められる地区（以下「環境美化モデル地区」という。）を設置することができる。

2 環境美化モデル地区の設置に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

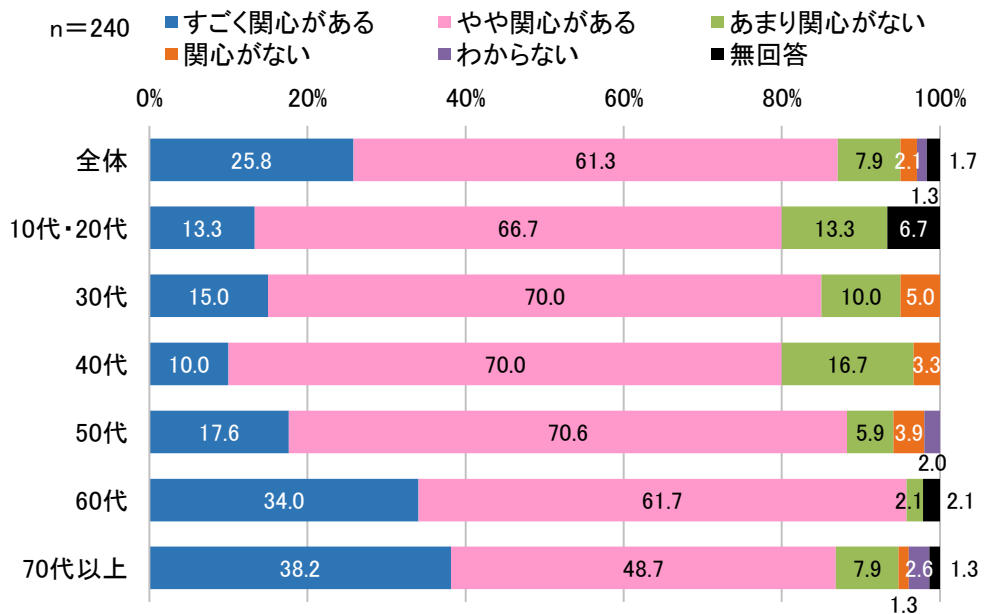
附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

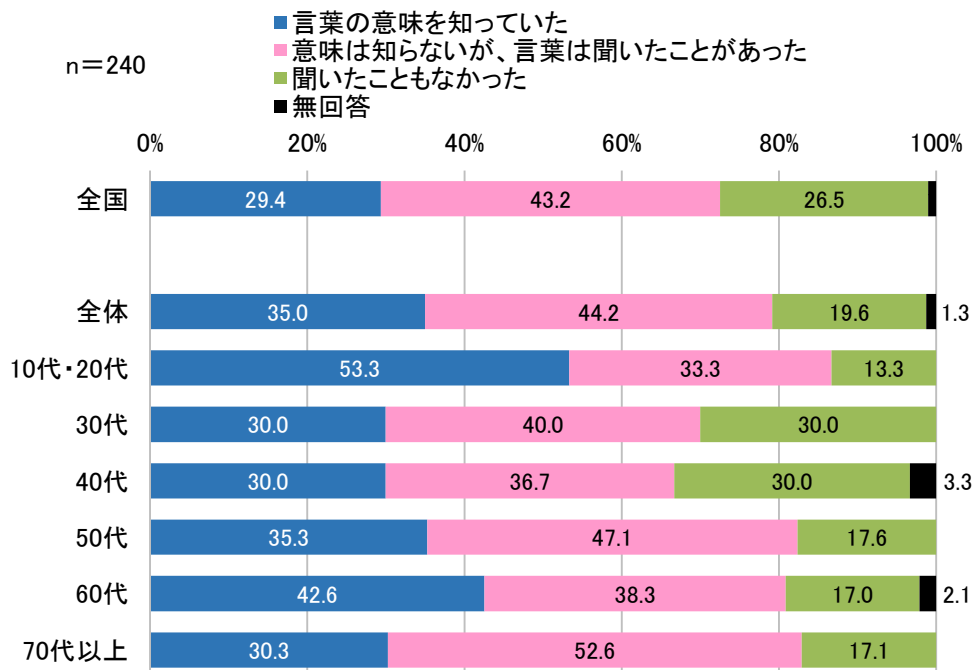
資料5 意識調査結果

2024（令和6）年度に町民（900人）・事業者（100社）を対象とした「清水町環境基本計画に関するアンケート」を実施し、町民・事業者の意識について把握しました。主な結果を以下に紹介します。（第2章・第7節にも結果の一部を掲載しています）

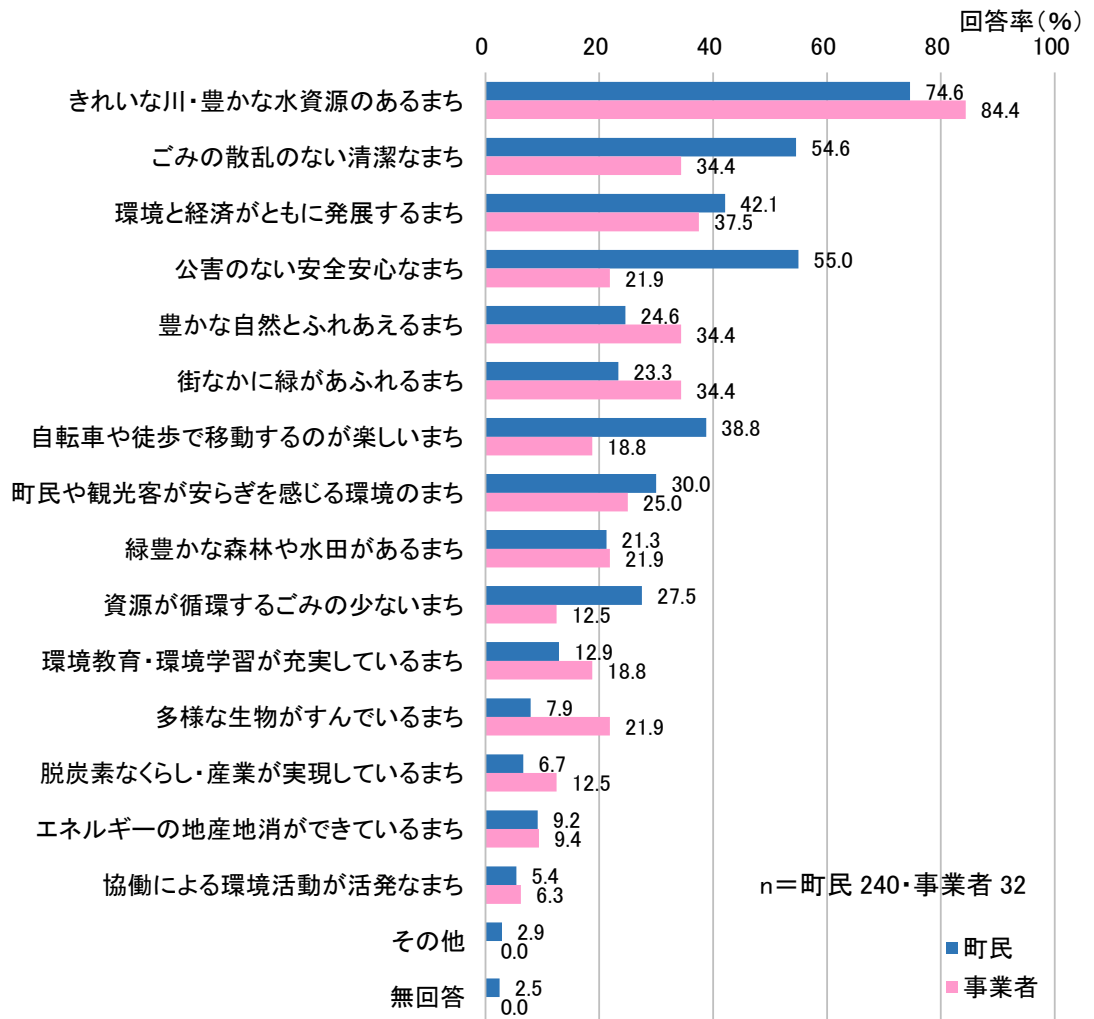
●環境に対する関心度【町民】



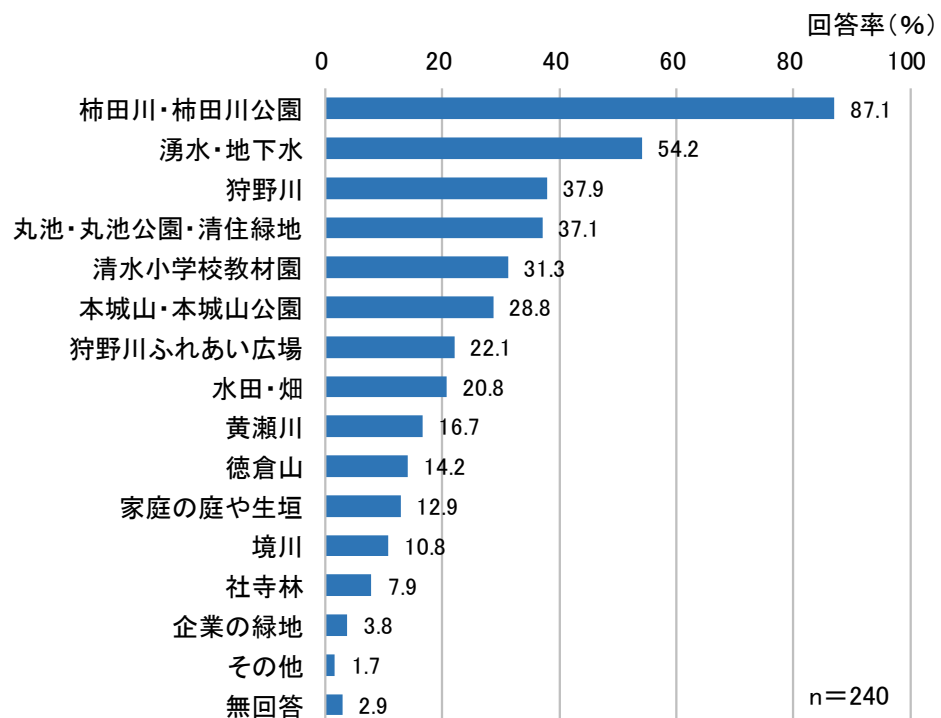
●生物多様性の言葉の認知度【町民】



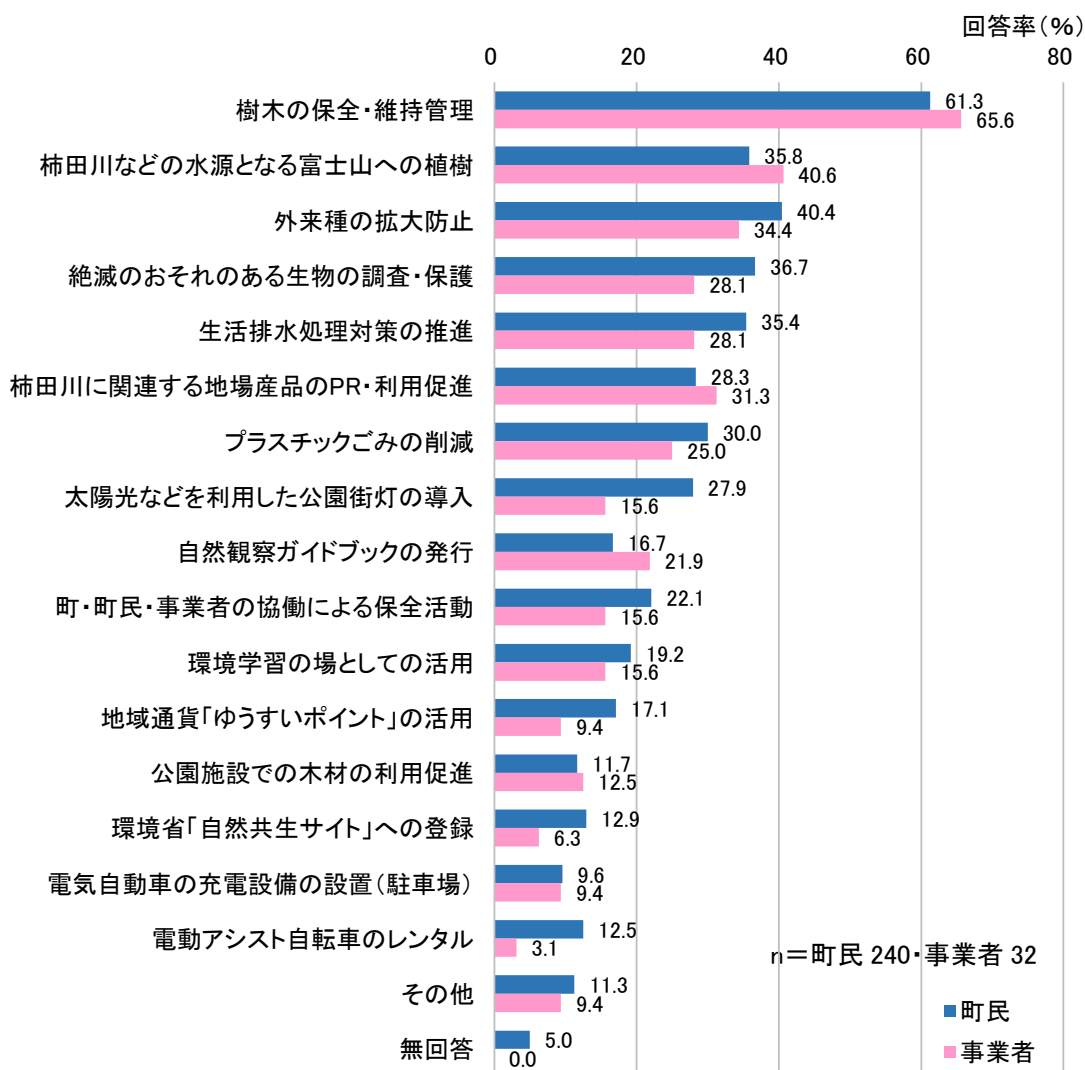
●清水町の将来イメージ【町民・事業者】



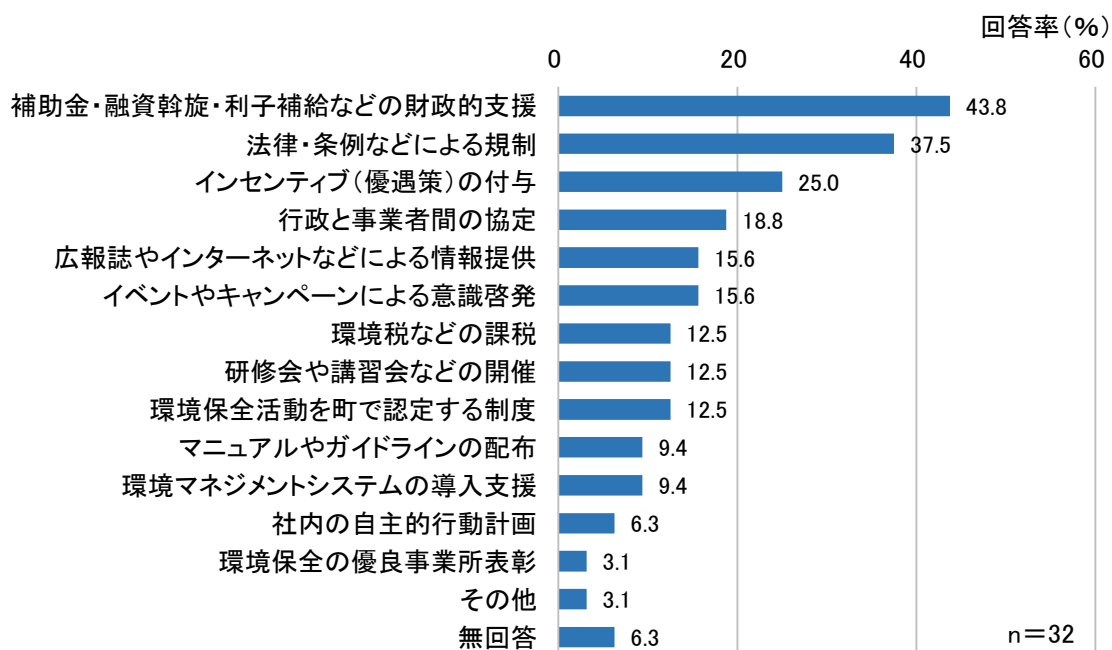
●重点的に保全すべき環境・場所【町民】



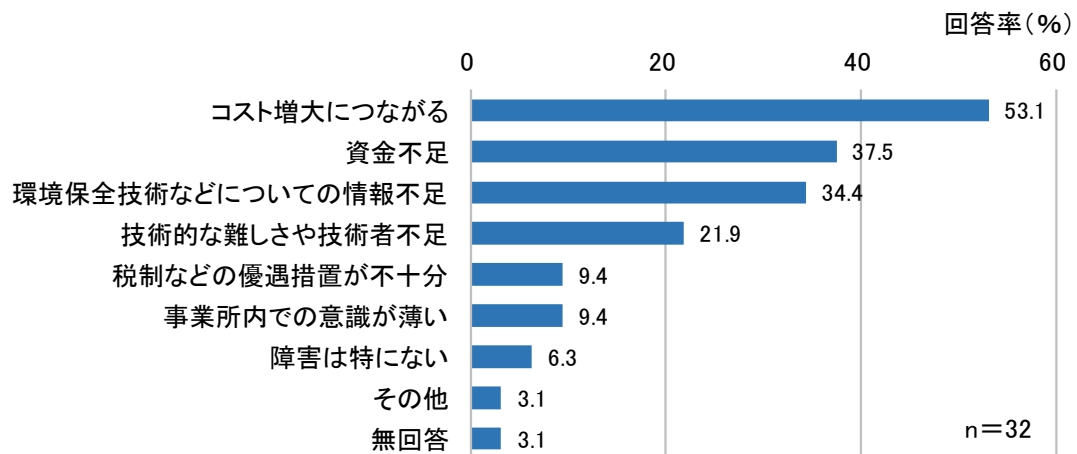
●柿田川・丸池・本城山などの環境保全・利用で重要なこと【町民・事業者】



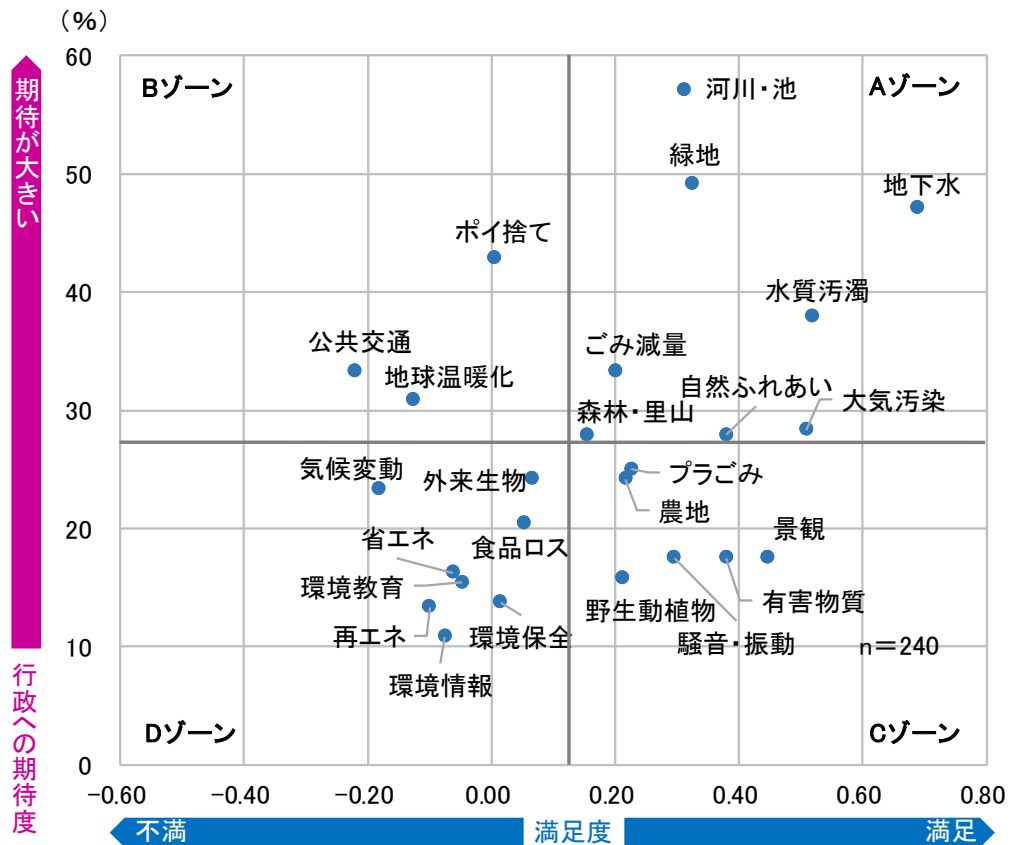
●環境負荷を減らすために有効な政策手法【事業者】



●環境保全の取組の障害【事業者】



●環境に対する満足度と行政に期待する環境施策の関係【町民】



資料6 用語解説

あ

■一般廃棄物処理基本計画

「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」からなり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市町村に策定が義務づけられており、概ね 5 年ごとに改定する。

■雨水浸透枡

道路の側溝や家庭内の雨水枡の底に碎石を詰めることで、雨水を地中に浸透させる機能を持つ雨水枡のこと。これにより、水路や河川の下流部の流量の減少が図られ、浸水被害や地盤沈下の防止と地下水の涵養に資する。

■エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

■エコマーク

環境保全に役立つと認められている商品につけられるマークで、公益財団法人日本環境協会が実施している。環境保全商品の普及、環境問題の情報提供、環境保全意識の高揚などを図ることを目的としている。

■エコライフ

日常生活で環境への負担を少なくし、地球環境にやさしい生活を行うこと。

■温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素などが温室のガラスに似た働きをするため、気温が上昇する。このような効果を持つガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。

か

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすること。排出せざるをえなかった分については同じ量を「吸収」（森林や水草による二酸化炭素の吸収）または「除去」（二酸化炭素の回収・貯留）することで、差し引きゼロを目指す。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農業の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

■間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りする

こと。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの刺激性を有する物質の総称をいう。

■公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。

■公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

■コンポスト

家庭から出る生ごみを手軽に堆肥に再生できる容器のこと。

■昆明・モンテリオール生物多様性枠組

生物多様性の世界目標である「愛知目標」の後継となる2030（令和12）年までの新たな世界目標の枠組。2022（令和4）年12月、カナダ・モンテリオールで開かれた生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された。

さ

■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用できる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■ジオサイト

ジオパークの大地の成り立ちがわかる見どころをジオサイトとよぶ。

■ジオパーク

世界遺産などと同様に、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が推進しているプログラムで、地質学的にみて国際的な価値のあるサイトがあり、「保護」「教育」「持続可能な開発」が一体となった概念により管理されたエリア。

■自然共生サイト

民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

■自然林

人工林以外のすべての森林をいう。原生林と二次林とに大別される。

■シビックプライド

「都市に対する市民の誇り」の意味であり、「ここをよりよい場所にするために自分自身が関わっている」という、当事者意識に基づく自負心を意味している。

■社寺林

神社や寺院において「鎮守の森」などの形で維持されている緑地を指す。

■省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源の喪失を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

■小水力発電

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象では、出力 1,000kW 以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」とよぶ。用水路、小河川、道路脇の側溝の水流、水道など、様々な水流を利用して発電を行うこと。

■食育

心身の健康の基本となる食生活に関する様々な教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しさを覚えるなどの力をつけることを目指す。

■食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、食べ残し、消費期限や賞味期限切れなどによる廃棄、規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残りなどがある。

■森林環境譲与税

温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税金。「森林環境税」は 2024（令和 6）年度から国税として 1 人年額 1,000 円が徴収されることとなっている。「森林環境譲与税」は、2019（令和元）年度から譲与が開始され、市区町村や都道府県に対して、譲与されている。使途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに充てることとされている。

■水源涵養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量をならして洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働きなどをいう。

■生物多様性

すべての生物の間に違いがあることを指す。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の 3 つの段階で多様性がある。

た

■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナポリ塩化ビフェニル（コプラナ PCB）の 3 種類の総称。炭素・水素・塩素を含む物質が燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

■脱炭素

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化を進行させる温室効果ガスの排出をゼロにした社会を「脱炭素社会」という。最近では 2050（令和 32）年までに脱炭素社会を目指す国が多くなっている。

■単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理できない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。

■鳥獣被害防止計画

鳥獣被害防止特別措置法の第 4 条第 1 項に基づく計画。市町村は被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産大臣の策定する基本指針に即して、単独または共同して、被害防止計画を定められる。計画には、対象鳥獣の種類や計画期間、基本方針、対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置、実施体制、捕獲等をした対象鳥獣の処理などについて記載する。

■鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

■デコ活

（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」ともいう。二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

■天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

■透水性舗装

道路などを舗装する際にすき間の多い舗装材を用いることで、道路や地表の舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装工法のこと。都市部の歩道や駐車場、公園などで使用されることが多い。水を地下に浸透させるため水たまりができにくく、浸透した雨水は地下水の保全や涵養につながる。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管、運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。

な

■野焼き

一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業をいうが、廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することをいう。2001（平成 13）年 4 月の「廃棄物の処理及び清掃に関

する法律」の改正により、廃棄物処理基準や政令などによらないすべての廃棄物の野外焼却が原則として禁止された。

■ネイチャーポジティブ

2030（令和 12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる目標を「ネイチャーポジティブ」（自然再興）といいます。

は

■ばい煙

石炭など物の燃焼に伴って発生する煙と煤（すす）のこと。特に不完全燃焼によって発生する大気汚染物質のことを指す。

■バイオディーゼル燃料（BDF）

Bio Diesel Fuel の略。菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃てんぷら油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーのひとつ。

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

■パリ協定

2015（平成 27）年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された 2020（令和 2）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組。2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効した（日本同年 11 月 8 日に締結）。パリ協定は、世界共通の長期目標として世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求することとし、歴史上はじめて途上国を含むすべての参加国に、排出削減の努力（緩和策）を求めている。

■ビオトープ

ドイツ語由来の外国語で Bio（生き物）と Top（場所）を合わせた合成語で「その地域の野生の生き物が暮らしている場所」を表している。

■微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している 2.5μm（1μm は 1mm の 1 千分の 1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた 10μm 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

■フォッサマグナ地区

本州中央部、中部地方から関東地方にかけての地域を縦断位置し、古い地層に挟まれて新しい地質が分布する U 字状の窪地をフォッサマグナとよぶ。フォッサマグナの南部は、固有の植物が数多く分布するなど植物地理学的に注目すべき地域であり、植物地理学においてこの地域をフォッサマグナ地区とよぶ。

■フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、

それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

■フードバンク

まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を食べ物に困っている施設や人に届ける活動のこと。

■プラグインハイブリッド自動車（PHV）

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車であり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

■不法投棄

ごみを法律に沿って処理せず、人目につかない山中などに違法に投棄すること。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が 0.01mm 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

■名水百選

「名水百選」（昭和の名水百選）は、1985（昭和 60）年 3 月に環境庁（当時）が選定した全国各地の「名水」とされる 100 か所の湧水・河川（用水）・地下水である。2008（平成 20）年 6 月には、環境省が「新名水百選」（平成の名水百選）を選定したが、昭和の名水百選との重複はなく、「名水百選」は合わせて 200 選となる。

■ボカシ

米ぬか、もみがら、糖蜜に EM 菌（有効微生物群）を混ぜて発酵乾燥させたもの。生ごみにボカシ（発酵合成型有機堆肥）を使用して発酵させ、それを田畑や花壇に使用することで良質な有機肥料となる。

■ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどしてつくった小さな公園。

や

■有害化学物質

人の健康または動植物の生息・生育環境に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。

■ゆうすいポイント

1 ポイント 1 円の価値を持つ地域通貨で、公共サービスの利用や加盟店での買い物などで貯められ、加盟店では貯めたポイントを通貨として使える。例えば、図書館の利用、清水町循環バスの乗車、柿田川の外来植物駆除への参加などでもポイントが発行されている。

■ユネスコ世界ジオパーク

国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業。

■容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。1997（平成9）年4月に施行された。循環型社会をつくるため、商品の容器や包装の廃棄物を、消費者は分別排出、市町村が分別収集、容器の製造事業者や容器を利用する事業者が収集されたものを再商品化することを促進する法律である。

ら

■リサイクル

廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

■リサイクル率

ごみの総量（行政施設搬入量及び集団回収量）に対し、リサイクルされたごみ（資源物）の割合のことをいう。

■リデュース

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

■リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」（ビールびん）や古着などがある。

英数

■BOD

（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

■LED（Light Emitting Diode）照明

発光ダイオードといわれる電子部品（半導体素子）で、電気エネルギーを光エネルギーに変換することで発光する。従来の蛍光灯に比べると高価だが、消費電力が少なく長寿命という性能の高さから、近年はLEDを採用した照明器具が多くを占めるようになっている。

■EV（Electric Vehicle）

電気自動車のこと。近年、資源制約や環境問題への関心の高まりを背景に、電気自動車が注目を集めている。

■OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）

国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する区域のことをいう。例えば、企業の森、ビオトープ、里地里山、水源の森、都市の自然など、人々の生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域を国際的に登録し、統治・管理していこうという取組。

■ZEH（Net Zero Energy House）・

ZEB（Net Zero Energy Building）

外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支が

ゼロとすることを目指したビル（ZEB）、住宅（ZEH）のこと。

■3R

リデュース（Reduce）：廃棄物の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの言葉の頭文字をとったもの。Renewableとは「再生可能な資源に替えること」。例えばプラスチック製のレジ袋をバイオマスプラスチック製に替えていくことなどがある。

■30by30（サーティ・バイ・サーティ）

ネイチャーポジティブの実現に向け、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する目標。



清水町環境基本計画

令和 7 年 3 月

清水町くらし安全課

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭 210 番地の 1

TEL : 055-981-8216 FAX : 055-973-1711

URL : <https://www.town.shimizu.shizuoka.jp/>